

今回は、医師・歯科医師に特有の税制である、租税特別措置法26条の適用にあたり留意すべき点を紹介します。

租税特別措置法26条は社会保険診療報酬が5000万円以下で、かつ収入金額が7000万円以下の場合に適用「できる」規程です。かつては社会保険診療報酬

医業

学ぶ

知る

税務

5000万円以下であることのみが要件でしたが、平成25年度の税制改正で収入金額7000万円以下であることが追加されました。この制度は、実額の経費の如何に関わらず、社会保険診療報酬の一定割合を概算経費として認める制度です。この一定割合は保険診療収入の額によって、段階的に決まっています。

社会保険診療報酬の割合で、租税特別措置法の適用について有利不利が変わってくるようになります。年間の社会保険診療報酬が5000万円を超えた場合、租税特別措置法26条

翌月に延ばしても、収入すべき金額に加える必要がありません。社会保険診療報酬が5000万円近辺の場合、税務調査で入念に調べられることになるので注意が必要です。未収計上が発覚して、その報酬を加えると社会保険診療報酬が5000万円もしくは収入金額が7000万円を超える場合は措置法の適用ができなくなってしまう。

事業専従者給与はドクター本人の所得税の節税対策にはなりません。逆に、青色事業専従者の源泉所得税だけ余分な税金負担が生じてしまいます。青色事業専従者給与を支払わなければ、ドクター本人は配偶者控除をうけられます。一方で、青色事業専従者給与を支払えば、専従者に財産を移転して圧縮できるので、所得税の問題とは別に、生前の相続対策にはなりません。

なお、租税特別措置法26条は、確定申告後に適用すれば有利だったと気づいても、申告し直すことはできません。同法26条の適用は、専ら納税者の選択によるものだからです。

【今月のテーマ】 租税特別措置法26条

保険診療報酬が5000万円もしくは収入金額が7000万円を超える場合は措置法の適用ができなくなってしまう。

西谷 俊広 (にしや としひろ)

公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役(現任)。平成29年6月より、青森市監査委員に就任(現任)。

筆者紹介

